

2018年度事業報告書

2018年7月1日から2019年6月30日

1. 事業の成果

2018年度は、難民・難民申請者(以下、「難民」)への法律面および生活面の支援を引き続き提供した。難民が抱える問題は多様かつ複雑化しており、一人ひとりへの情報提供やカウンセリングを実施、また難民が自発的に情報を活用できるようオリエンテーションを本格導入した。

地域コミュニティにおいては、地域社会の多文化共生の力が高まることを目指しており、医療や災害、母子保健など難民の命に関わる分野を中心に取り組んだ。経済的自立に関しては日本語プログラムを修了して就職につながる難民を生み出すことができ、前年度から就職率も改善している。

また、民間主導と政府事業の受託両面で、シリア難民受け入れの取り組みを進めている。

さらに、マスコミや当会のメディアを通じて、難民問題等についての多くの方々の関心に応え、また喚起した。入管当局等との間でも、交渉や発信を行って難民のおかれた状況改善に寄与した。

人道支援においては、難民等の災害時に必要なリソースへのアクセスが難しい人が保護されるために、国内災害に対する情報共有や災害対応方針を作る場に参加し、また支援の質とアカウンタビリティについての基準の普及に関わった。

2. 事業の実施に関する事項

(当協会の事業は、特定非営利活動に係る事業のみである。)

【支援事業】

(1) 難民、難民申請者への適切な情報提供・助言や困窮状況に対する緊急支援

62ヶ国からの難民に対し、難民認定申請手続き等の法的な事項や生活に関する問題など、様々な問題に対応した。当会に相談に訪れる難民は、本国での迫害や問題がそれぞれ異なる上に、日本での状況も、来日後数日しか経っていない方から、例えば在日年数が30年ではあるが法的解決を得られていない方など多岐に及ぶ。難民が抱える問題は多様かつ複雑化しており、一人ひとりの必要に応じた情報提供とカウンセリング、および集合的なオリエンテーションを提供している。

法的支援: 当年度も引き続き、情報提供や法的支援ニーズが高い一部申請者への弁護士の紹介等の難民認定申請に関わる支援を中心に、1,407件の支援を実施した。これには、当会事務所や弁護士事務所等での対応だけでなく、入管の収容所での対応や収容代替措置*の対応を含む。

特に当年度は、2018年1月に開始された法務省による「更なる運用の見直し」に関し、正確な情報提供を重視した。

* 収容代替措置: 難民申請者を収容するのではなく、コミュニティに住むことを認める取り組み。収容に代わり住居などを確保することを中心に取り組んでいる。

ほとんどの難民認定は、難民認定申請の一次審査でなされていることから、できるだけ早い段階で弁護士を紹介することが望まれる。難民事件を受任したことがない弁護士にも受任いただけるよう、また既に受任中の弁護士をサポートで

【資料 1】

きるよう、出身国情報収集の上、日本語訳したものをパッケージ化した。当会への相談が多いアフリカ諸国の情報から着手し、基本情報のみならず、各申請者の難民申請理由に則した情報のパッケージ化を進めている。

生活支援：当年度は、生活面のカウンセリングや様々な支援の提供件数が 1,300 件となった(のべ数。事務所外での対応を含む)。カウンセリングと並行して、より効率的に支援を実施でき、手続きや日本での生活等についての情報を難民が早い段階で得られるよう、前年度から試行していたオリエンテーションを当年度より本格的に導入し、定着させることができた。

当会に相談のために来訪する難民の日本での生活状況は様々だが、特に来日直後の非常に困窮した状態の難民へ、住居、医療、経済支援等の緊急支援を重点的に行った。支援を求められる家族や知人もおらず、右も左もわからない来日直後の難民は、自国からの僅かな持参金もすぐに尽きてしまい、寝泊まる場所や食べるものがないといった状態で当会に相談に訪れる。ホームレス状態に陥ってしまった難民に対しては、例年と同様、女性、未成年、重篤な疾病を抱えているなど脆弱性のより高い者を優先してシェルターや簡易宿泊施設を提供した。当年度は 26 部屋のシェルターを確保し、61 名に対してシェルターの提供を行った。また、慣れない日本での生活による体調不良や持病の治療が必要な者には、健康保険に未加入でも受診できる病院を探し、同行なども行った。いずれも、一人ひとりの持てる力を損なわないようにしながら、カウンセリングや支援を行った。

また、在留資格が無く、将来の見通しが立ちにくい難民に対しても、一人ひとりのニーズに応じた長期的な支援を行っている。

なお上記事業のうち、「犬養道子基金法的支援 特定資産」を、弁護士の紹介を促進するための取り組み、および困窮した難民への緊急の生活費や物資の支援のために使用した。

実施日時：期間中の平日を中心に継続的に事業を実施

実施場所：主に事務所でのカウンセリング、情報提供を行うほか、弁護士事務所、クライアント宅、収容所でのカウンセリングや官公庁、医療機関、シェルターへの同行

従事者の人数：スタッフ 10 名(兼務を含む。期間中の最大値。以下同様)

受益対象者の範囲：主に難民申請者、623 名、のべ 2,707 件の支援を提供

事業費の金額：43,371,429 円

(2) 難民、難民申請者、そのコミュニティ及び地域住民が社会統合を実現するための活動

コミュニティ支援では、地域社会側の多文化共生の力を高め、難民が地域社会の資源へつながり、利用できるようなことをめざし活動している。当年度は、地域の多文化共生力の向上を目指して、地域で難民を支えられる人を増やす「担い手育成」活動に力を入れた。具体的には医療や災害、母子保健など難民の命に関わる分野を中心に、レクチャーや勉強会の実施に力を入れた。レクチャー等の参加者は災害対応関係者、医療関係者、母子保健関係者、子ども支援関係者、住民など約 1,000 名にのぼる。

加えて、前年度より難民の収容問題が深刻さを増す中で、地域の母子が地域支援から取り残される状況が発生していることを受け、特に難民母子や子どもが地域で守られるため、子ども支援団体や子ども食堂などとの連携を深めた。連携のなかで、収容で親と引き離された難民の子どもたちへのメンタルヘルスケアの支援も実施した。さらに前年度に引き続き、子どものいる難民に対する予防医療の認知啓発を目的とした、難民の子どもたちへの予防接種をのべ約 60 名に実施したほか、外部の医療支援団体が主催する健康診断にて、難民を含む外国人約 70 名の受診へのサポートを

行った。

また、毎年のように発生する自然災害は等しく難民も被災者とし、情報弱者やマイノリティであることで一般の日本人住民に比べ災害関連死しやすい。一方、災害地での難民・外国人支援についてノウハウがまだ十分に浸透していない、外国人住民など多様性に配慮した避難所運営がなされていない、など課題が引き続き多い。全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)など全国の災害支援者を抱えるネットワークと連携し、災害時の難民・外国人への配慮・支援の方法について勉強会や研修会での登壇、災害時の多様性への配慮を考える検討委員会の委員などを務めた。

実施日時:週末を含め、地域アクターや難民の事情に合わせて、活動を実施

実施場所:難民の集住地域を中心に活動

従事者の人数:スタッフ1名

受益対象者の範囲及び人数:各難民、難民集住地域にかかわる人 約1,000名(難民、外国人、日本人含む)

事業費の金額:4,204,525円

(3) 難民、難民申請者への職業紹介及び就労を容易にするための活動

2018年1月に開始された法務省による「更なる運用の見直し」の結果、現場ニーズはより多様化、複雑化した。既存の就労準備日本語プログラムの受講タイミング、企業とのマッチングタイミングなど自立に向けたスケジュールは、より柔軟性を求められた。日本語学校においては、前年度と同じく1日3時間×60日(180時間)の日本語教育プログラムを継続した。最初の40日間でひらがな・カタカナを学び、のち20日間では企業や難民の不安を和らげることを目的にマナーや社内フレーズといった内容を盛り込んだ。その結果、企業の採用への抵抗を減らし、また難民と企業の担当者との積極的な会話が生まれ双方の自己効力感を高めることにつながった。当年度は、62名が参加し48名が修了した。また、プログラム受講直後の就職率は、54%で前年度の26%からの大幅な向上を実現できた。前年度に修了した難民の就職率も、現在70%に達している。

当年度の就職マッチング支援は、複雑化・多様化する難民のニーズに対応するため、既存のジョブフェア(複数企業と複数の難民とのマッチングイベント)に加えて、個別マッチング支援の2軸で進めた。年2回開催したジョブフェアでは参加企業数は二桁を超えた。加えて、個別就労支援サービスを通じて、2017年度中に仕事が見つかっていなかった難民、2018年度に就労前準備プログラムを経て仕事を探している難民に対して、20業種50社超で就職が決まった。

難民を取り巻く環境変化が著しい中、本人の希望と現実とを見据え、本人が納得感を持った生活ができるよう支援に注力している。その結果当年度は、就労許可が出て2、3ヵ月以内にまずはできる仕事を開始し、早期に自立につながったケースが多かった。また、2016年度、2017年度にジョブフェアを通じ難民雇用を始め、当年度新たにプログラムを終えた難民を雇用した企業が7社ある。これらの企業では、かつて本プログラムを通じて難民が入职したことでポジティブな影響があり、再度ジョブフェア等により、新たに難民の雇用に取り組んでいる。中には、先輩難民がマネージャーとして新しく入る難民を指導する役職に任命され、会社の期待も高いような職場もある。

実施日時:期間中の平日を中心に継続的に事業を実施

実施場所・内容:主に事務所、企業オフィス・現場でのカウンセリング、情報提供を行った。また、就労準備日本語プログラムの企画と共に日本語学校と共同実施した。就労前プログラム後の企業とのマッチング(ジョブフェア・個別)サービ

【資料1】

ス実施、就労後のフォローアップを実施した。

従事者の人数:スタッフ2名

受益対象者の範囲:主に難民申請者、62名、延べ400件の支援を提供

事業費の金額:18,927,740円

(4) 国外にいる難民の受け入れを実現するための活動

従来の政府主導の難民認定や第三国定住というルートに加え、市民社会を含む「社会全体によるアプローチ」、留学生、就労、家族呼び寄せなど他の法的身分による「補完的経路」での受け入れへの拡大が国際的に進められている。このような潮流を踏まえ、当会では以前より、日本での多様な難民受け入れの先駆的モデルを構築・提示し、留学での受け入れにおける難民の保護を規範化していく取り組みとして、1. 民間主導での「プライベート・スポンサーシップ」による受け入れ、及び、2. 政府(独立行政法人国際協力機構＝JICA)による大学院への留学生としての受け入れ事業の受託(合弁)の2つの方法で、シリア難民受け入れに取り組んでおり、当年度も継続して実施した。また、内閣官房に設置された第三国定住による難民の受け入れ事業の対象拡大等に係る検討会の委員として参加し、受入数の倍増、受け入れ対象の拡大の検討案を取りまとめた。なお、2018年12月国連総会で合意された難民に関するグローバルコンパクト(GCR)では、補完的経路での難民受け入れが明確に規範化されるに至っている。

民間主導の受け入れにおいては、トルコで暮らすシリア難民の留学生としての受け入れを継続し、3期生として5名が首都圏と関西の日本語学校及び大学での学習を開始した。また1期生で首都圏と関西の日本語学校を卒業した5名の内、3名がUNHCR難民高等教育プログラム奨学金を得て大学進学、2名が専門学校への進学を果たした。首都圏、沖縄の日本語学校、大学に在学中の2期生6名に対しても、学習、進路、生活面で定期的に助言を行なった。以上に加えて政府、民間の様々なプログラムで難民を留学生として受け入れる大学間シンポジウムをUNHCRおよび日本国際基督教大学財団と協力の上2回開催し、選考、受け入れ、生活支援、就職支援等での課題と教訓を共有し、今後の協働の必要性を確認した。

JICAによる留学生受け入れの受託では、2019年度に卒業を迎える留学生(第一バッチ)の就労支援として企業交流会を2回実施した。研修員の企業とのマッチングを目指し、関係者と協働して今後日本で自立していくために必要な支援を行った。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施

実施場所:トルコ国内、日本国内での居住地域周辺での対応など

従事者の人数:スタッフ6名

受益対象者の範囲:シリア難民、及び日本社会

事業費の金額:15,052,212円

【広報事業】

(5) 難民に関する社会一般の認知や共感を広げるための広報活動

日本国内の難民問題の認知度を高め、難民受け入れに前向きな世論を作るため、外部のメディアや当会独自のメディア(オンライン・オフライン含む)、イベント開催により情報発信を行った。

外部のメディアについては、ウェブ上の媒体での連載への協力や、新聞・雑誌等のマスメディアからの取材に対応し、前者に関連したイベントでの登壇も実現した。掲載件数は41件であった。

また、当会独自のメディアとしては、ウェブサイトやソーシャルメディアを通じ、当会の活動状況や収容などの難民を取り巻く問題についての発信などを実施した。ウェブサイトは、難民について知りたい人が検索をした時に高い順位で表示される状態を維持している。

さらに、前年度に開始した日本の移民文化・移民事情を発信するウェブマガジン「ニッポン複雑紀行」を継続して運営し、引き続き従来の当会の発信メディア（ウェブサイト等）と比較しても多くのアクセスを得られている。

そのほか、学生食堂で難民の故郷の味を展開し、日本の難民問題について情報発信する学生との取り組み「Meal for Refugees」を継続し、累計 38 大学以上で導入された。

また、難民支援への一般の方々の参加の一つの形態である「難民スペシャルサポーター」（継続寄付）の拡大にも取り組んだ。当会メディア以外に外部の媒体に広告等も活用して露出を増やすなどの方法を行い、また当会ウェブサイトにおける支援についての紹介も改善し、年度末には約 950 名と、年度当初と比較して約 300 名の増加が実現した。

なお、「犬養道子基金法的支援 特定資産」を、上記事業のうち、難民スペシャルサポーターの拡大のために使用した。

実施日時：期間中に、継続的に事業を実施

実施場所：事務所及び事務所外で取材対応、発信内容作成、イベント実施など

従事者の人数：スタッフ 6 名

受益対象者の範囲：主に日本社会

事業費の金額：31,740,028 円

【渉外事業】

(6) 難民に関係する調査、研究及び政策提言

2019 年 4 月からの外国人労働者受け入れ拡大のための法案改正に対し、難民支援団体としての見解の発信、それに伴う出入国管理計画に対してのパブリックコメントを提出した。今回の出入国管理計画は 2 年間のみであるが、濫用誤用的難民申請の抑制策として「繰り返し申請を行うことで送還回避への送還停止効果に一定の例外を設ける」といった難民条約に反する恐れのある問題点等を指摘した。

毎年継続して行っている収容施設との意見交換も、東京出入国在留管理局で国会議員 2 名とともに実施し、当会ウェブサイトで報告発信をした。また前年度同様、難民に関する国会議員等への情報発信である「難民定期便」を、当年度は 159 名に 6 回発行した。メディア関係者向けには、関係団体と共同でメディア懇談会を複数回開催した。2018 年 11 月には、「難民に関するグローバル・コンパクト(GCR)」の採択を前に難民研究フォーラムと共催で研究会を開催し、国内メディアでの GCR についての報道の活性化を目指した。

加えて、難民申請者向けの生活支援状況の改善を関係団体とともに実施してきた。生活支援金の増額、さらに、日本政府による難民申請者緊急宿泊施設の利用者数が 2015 年度*に 0 人であった状況から、2017 年度*は 25 人、2018 年度*は 21 人にまで回復できた。

* この箇所のみ、4 月開始の日本政府の年度で示している。

また、難民研究フォーラムの事務局として難民研究ジャーナルの出版、研究会の開催、若手難民研究者奨励賞の実施、シンポジウムの開催等を実施した。

【資料 1】

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施

実施場所:主に事務所での調査・研究、事務所内外での難民自身や外部の難民を取り巻く関係者との協議など

従事者の人数:スタッフ 4 名

受益対象者の範囲及び人数:主に難民・難民申請者及び日本社会全体

事業費の金額:10,010,736 円

(7) 国際機関、NGO 等関連機関との難民保護、プロテクション及び社会統合に関する経験交流と事業実施における協力

難民支援団体のアンブレラ組織であり、当会も加盟している特定非営利活動法人なんみんフォーラム (FRJ) とも協力しながら、関係団体との間で実務上の連携を実施した。

また、国連難民高等弁務官の来日時の対応や GCR の国内普及に関する協力などを、FRJ や J-FUN(日本 UNHCR-NGO 評議会)などの場で行った。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施

実施場所:主に事務所において国内外の関連機関とやりとりを行い、また各国市民団体への訪問や会議などに参加

従事者の人数:スタッフ 2 名

受益対象者の範囲及び人数:主に難民・難民申請者、日本社会、アジア太平洋地域の市民社会

事業費の金額:1,969,057 円

【人道事業】

(8) 国内外におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援

当年度は、7 月から 9 月に集中して起きた、大阪北部地震、西日本を始めとした豪雨災害、北海道胆振東部地震が立て続けに起きた厳しい年になった一方、18 年 4 月に発行された「防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」を契機として、政府・行政と市民社会とのプラットフォーム構築など連携が、前述の被災地においても、それ以外の地域においても、はかられていく 1 年となった。当会もこのような動きに、従来から訴えてきているいわゆる災害時要配慮者の支援の観点から参加している。

また 2019 年 5 月には、当会も「支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク (JQAN)」の一員として関わった、4 訂版となるスフィアハンドブック 2018 の日本語訳が完成(正式な冊子としての発行は 2019 年 10 月頃を予定)。当会が翻訳を担った 2011 年版(3 訂版)から訳語にさらに工夫が凝らされ、より国内の災害現場でも使いやすい仕様になった。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施

実施場所:東京都ほか

従事者の人数:スタッフ 2 名

受益対象者の範囲:災害の支援組織(および今後の可能性ある被災者)

事業費の金額:1,362,512 円

以上

特定非営利活動法人難民支援協会
2018年度活動計算書

2018年7月1日から2019年6月30日まで

(単位:円)

科目	金額	
一般正味財産増減の部		
I 経常収益		
1 会費収入		702,000
2 寄附金収入		101,955,399
一般寄附金収入	70,411,871	
特定目的寄附金収入	19,809,701	
受取寄附金振替(指定正味財産からの振替)	10,229,900	
現物寄附収入	1,503,927	
3 事業収入		15,920,055
活動収入	5,950,183	
活動委託金収入	9,969,872	
4 助成金等		39,728,718
補助金収入	9,063,718	
助成金収入	30,665,000	
5 受取利息等		182,290
経常収益合計		158,488,462
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費	62,385,005	
(2)その他経費		
ファンド	15,865,597	
賃借料	10,935,312	
旅費交通費	4,712,481	
支払報酬	9,391,179	
通信費	1,423,474	
消耗品費	371,002	
印刷費	1,730,441	
物販売上原価	443,934	
郵送費	1,486,349	
会場費	51,730	
会議費	94,190	
支払手数料	1,767,235	
諸会費	263,000	
保険料	68,010	
業務委託費	13,902,985	
減価償却費	73,289	
広告宣伝費	638,215	
租税公課	717,210	
福利厚生費	98,286	
雑費	219,315	
その他経費計	64,253,234	
事業費計		126,638,239
2 管理費		
(1)人件費	14,279,286	
(2)その他経費		
賃借料	2,042,004	
旅費交通費	83,266	
支払報酬	1,177,600	
通信費	679,551	
修繕費	50,544	
消耗品費	546,173	
印刷費	275,989	
郵送費	37,460	
水道光熱費	1,257,849	
会場費	3,600	
会議費	29,323	
支払手数料	87,072	
諸会費	211,882	
保険料	45,000	
業務委託費	1,826,912	
減価償却費	1,464,644	
租税公課	39,352	
福利厚生費	159,365	
雑費	662,258	
その他経費計	10,679,844	
管理費計		24,959,130
経常費用合計		151,597,369
当期経常増減額		6,891,093
税引前当期一般正味財産増減額		6,891,093
法人税、住民税及び事業税		70,000
当期一般正味財産増減額		6,821,093
前期繰越一般正味財産額		127,876,167
次期繰越一般正味財産額		134,697,260
指定正味財産増減の部		
1 受取寄付金		
		0
2 一般正味財産への振替額		
		△ 10,229,900
当期指定正味財産増減額		△ 10,229,900
前期繰越指定正味財産額		80,000,000
次期繰越指定正味財産額		69,770,100

特定非営利活動法人難民支援協会

2018年度貸借対照表

2018年7月1日から2019年6月30日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	37,969	
普通預金	102,024,040	
当座預金	11,138,068	
定期預金	13,596,467	
Paypal預金	681,453	
犬養道子基金特定資産	69,770,100	
棚卸資産	1,891,607	
未収金	6,586,149	
その他流動資産	533,712	
流動資産合計		206,259,565
2. 固定資産		
有形固定資産		
附属設備	6,495,887	
機器備品	1,959,472	
有形固定資産計	8,455,359	
無形固定資産		
電話加入権	84,424	
無形固定資産計	84,424	
投資その他		
敷金	3,049,760	
基金拠出金	3,000,000	
長期前払費用	315,090	
投資その他の資産計	6,364,850	
固定資産合計		14,904,633
資産合計		221,164,198
II 負債の部		
流動負債		
未払金	6,521,228	
その他流動負債	10,175,610	
流動負債合計		16,696,838
負債合計		16,696,838
III 正味財産の部		
当期末一般正味財産額	134,697,260	
当期末指定正味財産額	69,770,100	204,467,360
正味財産合計		204,467,360
負債および正味財産合計		221,164,198

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表は、NPO 法人会計基準協議会が策定した NPO 法人会計基準(2011 年度 11 月 20 日改正) に拠って作成しております。

1) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産は最終仕入原価法を採用しております。

2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の附属設備は定額法、機器備品は定率法で償却しております。無形固定資産は定額法を採用しております。

3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税処理は税込方式によっております。

4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスを受けた場合は、活動計算書にて現物寄附収入に計上しております。計上額の算定方法は定価等公正な評価額によっております。

2. 事業別損益の状況

別紙参照。

3. 特定資産の増減額その残高および財源等

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	財源等
犬養道子基金特定資産(注1)	80,000,000	0	10,229,900	69,770,100	指定正味財産
合計	80,000,000	0	10,229,900	69,770,100	

(注1):特定資産は故 犬養道子様から遺贈寄付として頂きました。難民の生活支援、法的支援の拡充、支援者を増やす取組に活用します。

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
附属設備	7,324,207	828,320	6,495,887
機器備品	3,815,264	1,855,792	1,959,472
電話加入権	84,424	0	84,424
敷金	4,083,560	0	4,083,560
基金拠出金	3,000,000	0	3,000,000
長期前払費用	840,240	525,150	315,090

5. 役員及びその近親者等との取引の内容

役員が代表を務める公益社団法人難民起業サポートファンドとの取引は次の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に 計上された金額	左の内役員及び 近親者等の取引
(財産目録・貸借対照表)		
基金拠出金	3,000,000	3,000,000

6. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

活動計算書の事業費に計上した「ファンド」とは、支援対象者に直接提供する生活費や医療費等の現金の他、食料品やシェルター等、同じく直接提供する為に購入した物品・サービスの経費を意味します。

2018年度事業別経常損益内訳書

2018年7月1日から2019年6月30日まで

(単位:円)

	1支援	2コミュニティ	3就労	4シニア	5広報	6調査	7渉外	8人道	9その他	事業計	管理	合計
一般正味財産増減の部												
経常収益												
会費収入	0	0	0	0	702,000	0	0	0	0	702,000	0	702,000
一般寄附金収入	0	0	0	0	70,411,871	0	0	0	0	70,411,871	0	70,411,871
特定目的寄附金収入	7,374,182	1,000,000	0	3,000,000	2,450,519	5,985,000	0	0	0	19,809,701	0	19,809,701
受取寄附金振替(指定正味財産からの振替)	5,643,410	0	0	0	4,586,490	0	0	0	0	10,229,900	0	10,229,900
現物寄附収入	0	0	0	0	1,503,927	0	0	0	0	1,503,927	0	1,503,927
活動収入	86,000	0	0	0	5,679,439	184,744	0	0	0	5,950,183	0	5,950,183
補助金収入	9,063,718	0	0	0	0	0	0	0	0	9,063,718	0	9,063,718
助成金収入	10,665,000	0	15,000,000	0	5,000,000	0	0	0	0	30,665,000	0	30,665,000
活動委託金収入	177,892	0	0	9,791,980	0	0	0	0	0	9,969,872	0	9,969,872
受取利息収入等	9	0	0	0	0	88,343	0	0	0	88,352	93,938	182,290
経常収益計	33,010,211	1,000,000	15,000,000	12,791,980	90,334,246	6,258,087	0	0	0	158,394,524	93,938	158,488,462
経常費用												
(1)人件費												
人件費	19,997,222	3,002,965	7,243,417	8,078,380	14,524,844	7,323,168	1,174,019	1,040,990	0	62,385,005	14,279,286	76,664,291
(2)その他経費												
ファンド	11,152,036	60,454	3,160,020	1,486,595	6,492	0	0	0	0	15,865,597	0	15,865,597
賃借料	6,497,808	512,640	1,286,520	783,120	1,044,120	261,000	547,776	2,328	0	10,935,312	2,042,004	12,977,316
旅費交通費	872,506	338,436	346,746	2,093,342	446,776	413,707	108,082	92,886	0	4,712,481	83,266	4,795,747
支払報酬	1,898,943	113,917	4,000	541,892	6,498,117	334,310	0	0	0	9,391,179	1,177,600	10,568,779
通信費	897,816	36,964	0	129,323	256,270	100,617	0	2,484	0	1,423,474	679,551	2,103,025
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	173,346	12,903	24,642	15,889	24,131	116,933	3,158	0	0	371,002	546,173	917,175
印刷費	133,525	52,190	6,944	42,407	1,341,452	113,765	39,572	586	0	1,730,441	275,989	2,006,430
物販売上原価	0	0	0	0	270,949	172,985	0	0	0	443,934	0	443,934
郵送費	90,679	28,196	3,936	47,962	1,266,693	29,457	19,224	202	0	1,486,349	37,460	1,523,809
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257,849	1,257,849
会場費	0	22,000	12,700	1,530	10,400	5,100	0	0	0	51,730	3,600	55,330
会議費	11,627	2,500	4,166	36,668	6,035	12,694	18,500	2,000	0	94,190	29,323	123,513
支払手数料	131,393	5,176	14,856	19,553	1,574,664	14,231	6,326	1,036	0	1,767,235	87,072	1,854,307
諸会費	10,000	0	0	0	0	6,000	32,000	215,000	0	263,000	211,882	474,882
保険料	6,930	1,800	1,200	54,780	1,200	1,200	900	0	0	68,010	45,000	113,010
業務委託費	1,420,000	0	6,645,240	1,344,905	3,777,840	715,000	0	0	0	13,902,985	1,826,912	15,729,897
減価償却費	0	0	0	0	73,289	0	0	0	0	73,289	1,464,644	1,537,933
広告宣伝費	0	0	0	0	312,606	325,609	0	0	0	638,215	0	638,215
租税公課	31,210	664	151,753	353,836	169,138	10,609	0	0	0	717,210	39,352	756,562
福利厚生費	21,624	0	21,600	3,586	40,676	0	10,800	0	0	98,286	159,365	257,651
雑費	24,764	13,720	0	18,444	94,336	54,351	8,700	5,000	0	219,315	662,258	881,573
その他経費計	23,374,207	1,201,560	11,684,323	6,973,832	17,215,184	2,687,568	795,038	321,522	0	64,253,234	10,679,844	74,933,078
経常費用計	43,371,429	4,204,525	18,927,740	15,052,212	31,740,028	10,010,736	1,969,057	1,362,512	0	126,638,239	24,959,130	151,597,369
当期経常増減額	△ 10,361,218	△ 3,204,525	△ 3,927,740	△ 2,260,232	58,594,218	△ 3,752,649	△ 1,969,057	△ 1,362,512	0	31,756,285	△ 24,865,192	6,891,093
指定正味財産増減の部												
特定目的寄附金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	△ 5,643,410	0	0	0	△ 4,586,490	0	0	0	0	△ 10,229,900	0	△ 10,229,900
当期指定正味財産増減額	△ 5,643,410	0	0	0	△ 4,586,490	0	0	0	0	△ 10,229,900	0	△ 10,229,900

2018年度財産目録

2018年7月1日から2019年6月30日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	37,969	
普通預金		
ゆうちょ銀行普通預金(東京貯金事務センター)	1,504,104	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	6,735,227	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	53,573,444	
三菱UFJ銀行三軒茶屋支店普通預金	7,126,944	
三井住友銀行飯田橋支店普通預金	2,773,719	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	447,840	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	19,170,197	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	9,000,000	
ジャパンネット銀行すすめ支店普通預金	1,191,746	
ジャパンネット銀行すすめ支店普通預金	500,819	
当座預金		
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	2,053,464	
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	9,084,604	
定期預金		
みずほ銀行飯田橋支店定期預金	2,020,120	
三井住友銀行飯田橋支店定期預金	11,576,347	
Paypal預金	681,453	
特定資産		
犬養道子基金生活支援 特定資産 三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	47,110,758	
犬養道子基金法的支援 特定資産 三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	17,245,832	
犬養道子基金広報ファンドレイズ 特定資産 三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	5,413,510	
商品(書籍等)	1,652,053	
製品(自主出版書籍)	32,025	
貯蔵品(切手・商品券等)	207,529	
未収金(活動委託金等)	6,586,149	
その他流動資産		
立替金(職員雇用保険料等)	436,333	
前払費用(建物保険料等)	97,379	
流動資産合計		206,259,565
2. 固定資産		
有形固定資産		
サーバー	2	
PR用映像	73,289	
事業用PC	40,034	
事務所内装・設備	6,495,887	
事務所什器類	1,846,147	
有形固定資産計	8,455,359	
無形固定資産		
電話加入権(1999年11月16日取得)	77,924	
電話加入権(2006年9月13日取得)	6,500	
無形固定資産計	84,424	
投資その他		
敷金	3,049,760	
基金拠出金(難民起業サポートファンド)	3,000,000	
長期前払費用(敷金償却)	315,090	
投資その他の資産計	6,364,850	
固定資産合計		14,904,633
資産合計		221,164,198
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	6,521,228	
その他流動負債		
未払法人税等	70,000	
未払消費税等	574,900	
預り金(源泉所得税・住民税・社会保険料)	883,795	
前受金	8,646,915	
流動負債合計		16,696,838
負債合計		16,696,838
正味財産合計		204,467,360

2018年度 年間役員名簿

2018年7月1日から 2019年6月30日まで

特定非営利活動法人難民支援協会

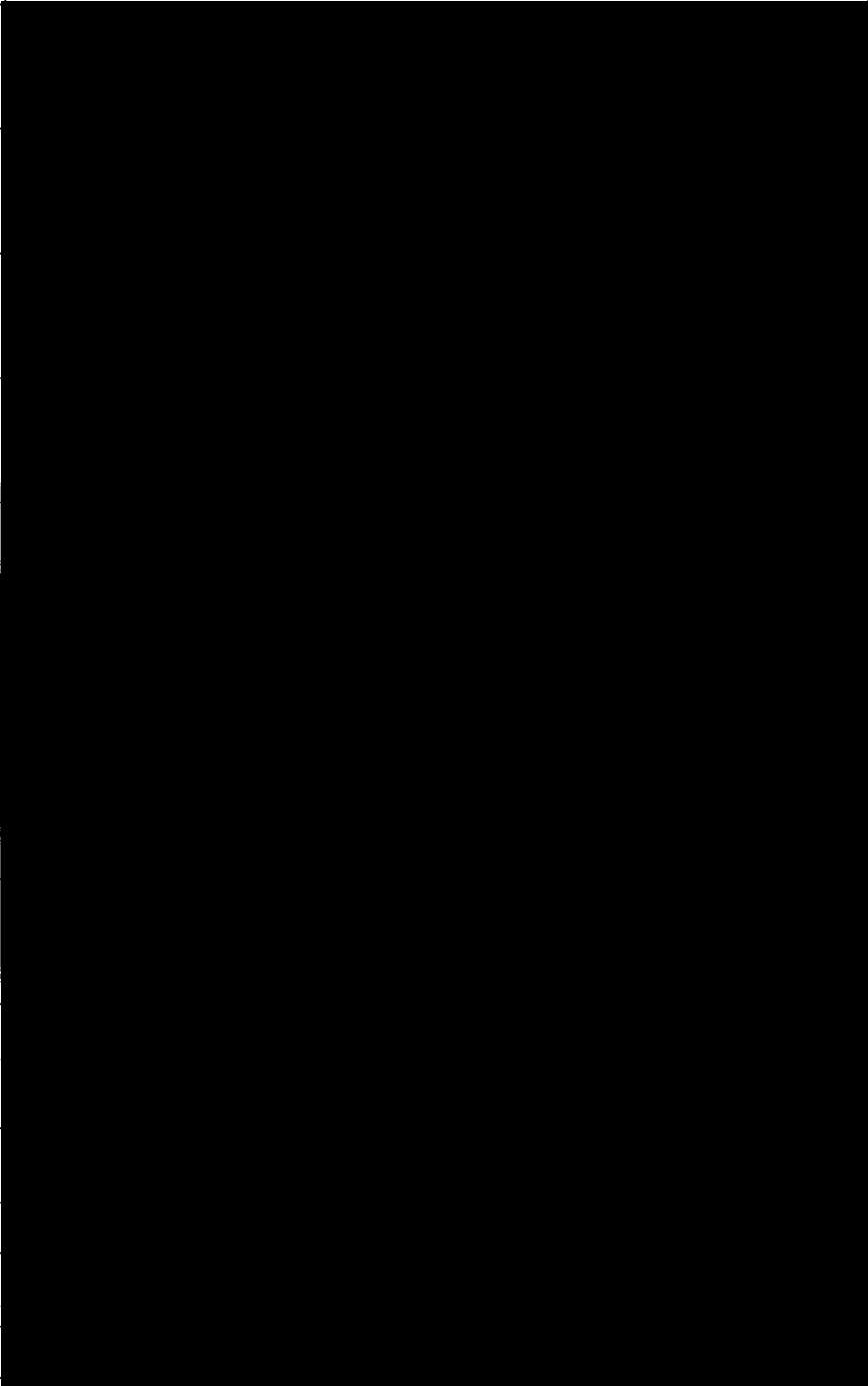
役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
代表理事	イトウ イシカワ 伊藤(石川) えり		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
副代表理事	ナカムラ ヨシユキ 中村 義幸		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
同	フジモト トシアキ 藤本 俊明		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
理事	イシイ ヒロアキ 石井 宏明		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
同	セキ ソウスケ 関 聡介		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
同	タナカ ツツイ シホ 田中(筒井) 志保		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
同	オオエ ナガコ 大江 修子		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
同	ヨシヤマ マサ 吉山 昌		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
同	タキモト テツヤ 滝本 哲也		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
同	ニイジマ アヤコ 新島 彩子		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
同	シバサキ トシオ 柴崎 敏男		2018年7月1日～ 2019年6月30日	

同	ハタ ケンタロウ 畠 健太郎		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
同	シミズ ナガミネ 清水(永峰) 好美		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
監事	ナンバ ミツル 難波 満		2018年7月1日～ 2019年6月30日	
同	オダ ヒロシ 小田 博志		2018年7月1日～ 2019年6月30日	

社員のうち10人以上の者の名簿

2019年 6月 30日現在

特定非営利活動法人難民支援協会

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	石川 えり	
2	藤本 俊明	
3	中村 義幸	
4	石井 宏明	
5	関 聡介	
6	滝本 哲也	
7	大江 修子	
8	畠 健太郎	
9	吉山 昌	
10	関 聡介	
11	新島 彩子	
12		

独立監査人の監査報告書

2019年8月29日

特定非営利活動法人 難民支援協会

代表理事 石川 えり 殿

監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人難民支援協会の2018年7月1日から2019年6月30日までの2018年度の活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動(損益)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人難民支援協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上